

非 常 勤 職 員 任 用 基 準

(昭和54年 7月16日 区長決定)
(平成 2年 3月13日 一部改正)
(平成 5年10月 7日 一部改正)
(平成 9年 3月10日 一部改正)
(平成11年 3月29日 一部改正)
(平成13年 3月16日 一部改正)
(平成15年 3月11日 一部改正)
(平成17年 3月 2日 一部改正)
(平成20年 3月 4日 一部改正)
(平成21年 3月31日 一部改正)
(平成22年 3月 9日 一部改正)
(平成23年 3月 1日 一部改正)
(平成25年 3月 4日 一部改正)
(平成27年 3月19日 一部改正)

(目的)

第1条 この基準は、板橋区における地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤職員の任用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任用期間)

第2条 非常勤職員の任用期間は1年以内とする。

2 前項の期間は、これを更新することができる。

(年齢制限)

第3条 年齢70年を超えた者については、任用期間の更新をすることはできない。

2 任用前に、板橋区職員（医師を除く。）又は東京都公立学校職員を定年に達したことにより退職した者、定年に準ずる理由で退職した者又は勸奨を受けて退職した者についての年齢制限は、前項の規定にかかわらず、年齢65年とする。

(委任)

第4条 この基準に定めのない事項については、総務部長が別に定める。

付 則

1 この基準は、昭和54年7月16日から実施する。

2 この基準の実施前に任用されている非常勤職員については、当該任用期間中はなお従前の例による。

付 則

1 この基準は、平成2年4月1日から実施する。

2 この基準の実施前に任用されている非常勤職員については、当該任用期間中はなお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この基準の施行日前から、医師（歯科医師を含む。）又は薬剤師の資格を要件として任用された者は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までを限度として、任用期間の更新をすることができる。

付 則

この基準は、平成9年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成13年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、平成 22 年 3 月 9 日から実施する。

付 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。